

て刊行し、新しい出発をする。これを契機として、六十有余年にわたる先進たちが作り上げた良き伝統を受け継いで、従来にもましてより活発な、より高いレベルでの学会活動を目指すものである。

なお付言すれば、本学会は一九九六年に、すでに当時の名称「大塚漢文学会」として日本学術会議より学術研究団体（語学・文学）として登録が認められている。これは本学会が公的な学会として認められたことであり、「中国文化学会」と名称を変更した今後も、その学会活動に様々な側面で益するところ大であると思われる。

（一九九八年五月四日）

学会 彙 報

○平成九年度大塚漢文学会大会

六月二十八日（土）

於 湯島聖堂

〔研究発表〕

一、『帛書周易』『易伝』について

——「易之義」を中心に——

筑波大学大学院 辛 賢氏

一、『賢』からみた馬王堆帛書「経法」「十六経」「称」「道原」

の成立——先秦諸子との比較から

筑波大学大学院 渡辺 大氏

一、海南閩語の「訓読」と「文白異読」について

文教大学 村上 之伸氏

一、『左伝』に見られるいくつかの他動詞アスペクト現象

一、史伝教材の指導——複教教材の活用
早稲田大学 杉田 泰史氏

一、論語の学習と自己学習力育成
筑波技術短期大学 細谷美代子氏

〔漢文教育シンポジウム〕
常葉学園大学 鈴木 嘉弘氏

陶淵明「飲酒」詩をめぐって

司会 茨城大 上田 武氏

問題提起者 沼津城北高校 安立 典世氏

筑波大学 堀池 信夫氏

青山学院大学 大上 正美氏

文教大学 沼口 勝氏

〔総会〕

一、開会の辞

佐々木良氏を議長に選出

田部井委員

二、議長選出

三、委員長挨拶

伊藤委員長

四、諸報告

(1) 庶務

向島委員

(2) 企画

宮内委員

(3) 会報編集

高橋委員

五、議事

(1) 平成八年度決算

大塚委員

(2) 会則変更について
委員会案が承認された

(3) 平成九年度予算

(4) 会長選挙

高橋均氏を選出

(5) 理事選挙

伊藤 虎丸、田部井文雄、望月 眞澄、宮内 保、

向嶋 成美、中村 俊也、大上 正美、堀池 信夫、

安藤 信廣、小谷 一郎、加藤 敏、大塚 秀明、

白井 啓介、阿川 修三、小松 健男

の十五名を選出。

六、閉会の辞

○月例会

平成九年十一月二十九日(土)

於 筑波大学学校教育部

一、万斯同の箴語説について

筑波大学大学院 松崎 哲之氏

一、菅原道真の遺言状―無言のメッセージ―

東京成徳大学 菅野 禮行氏

平成十年三月六日(金)

於 筑波大学学校教育部

一、庾信「擬連珠」試論

筑波大学大学院 樋口 泰裕氏

平成十年五月十六日(土)

於 筑波大学学校教育部

一、陶淵明の「飲酒二十首」について

東京女子大学 安藤 信廣氏

大塚 委員

一、阮籍と伏羲の往返書簡

青山学院大学 大上 正美氏

平成九・十年年度役員

会長 高橋 均

副会長 向嶋 成美

理事 伊藤 虎丸、田部井文雄、望月 眞澄、高木 重俊、

後藤 秋正、沼口 勝、大久保隆郎、加藤 章、

桜田 芳樹、相原 茂、劉 勤寧、谷口真由美、

青木 五郎、間嶋 潤一、高橋 明郎、谷口 匡、

甲斐 勝二

理事・委員(兼任)

総務委員会 小松 建男(常任理事)、白井 啓介、佐々木勲人

企画委員会 安藤 信廣(常任理事)、宮内 保、中村 俊也、

佐治 俊彦、堀池 信夫、細谷美代子、渡辺 雅之、

佐藤 一樹

編集委員会 大上 正美(常任理事)、松本 肇、小谷 一郎、

加藤 敏、阿川 修三、河内 利治、松村 茂樹、

坂口 三樹

会計委員会 大塚 秀明(常任理事)、伊原 大策、村田 和弘

会計監査 吉原 英夫、増野 弘幸

幹事 樋口 泰祐、渡辺 大

住所、勤務先等に変更のあった方は、事務局(H3058671 茨城

県つくば市天王台1-1-1 筑波大学文芸・言語学系内小松研究

室気付 中国文化学会)宛御一報下さい。

中国化学会会則

第一条 (名称) 本会は中国化学会と称する。

第二条 (目的) 本会は中国文化及び漢文学の研究とそれに基づく教育への寄与をもって目的とする。

第三条 (事業) 本会は以下の諸事業を行う。

ア 大会 年一回。イ 例会 年数回。

ウ 会報『中国文化』の発行。エ 会員名簿の発行。
オ その他、本会の目的を達成するために必要と認められた事業。

第四条 (会員) 本会は、本会の趣旨に賛同する個人、法人、団体の会員によって構成される。

2 本会に入会を希望するものは、会員一名の推薦により理事会の承認を経て会員となることができる。

3 会員は第三条にいう諸事業に参加し、刊行物の頒布を受けることができる。また、役員選挙の選挙権、被選挙権を持つ。

4 会員は本会則に定める会費を納めなければならない。

第五条 (役員) 本会に以下の役員を置く。役員任期は二年とし、再任を妨げない。

ア 会長 一名。会長は総会で選出される。会長は会を代表し、会務を統べる。

イ 副会長 本会に副会長一名または二名を置くことができる。副会長は理事会の議を経て会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

ウ 理事 十五名。理事は総会で選出する。会長は理事会が必要と認めた場合、総会で選出された理事以外に理事若干名を委嘱することができる。

エ 常務理事 若干名。常務理事は理事の中から互選により

選出する。

第六条 (総会) 総会は本会の最高意思決定機関で、会長が招集し、毎年一回開催される。

第七条 (理事会) 理事会は会長が招集し、会の重要事項を審議する。第八条 (常務理事会) 本会の日常会務を執行するために常務理事会を置く。常務理事会は会長、副会長、常務理事をもって構成する。

第九条 (委員会) 常務理事は以下の委員会に属し、会務を分担する。

ア 総務委員会 イ 企画委員会
ウ 編集委員会 エ 会計委員会

第十条 (会計監査委員) 会計監査委員は毎年一回本会の経理全般を監査し、その結果を総会に報告する。会計監査委員は理事以外の会員の中から会長が委嘱する。

第十一条 (選挙管理委員) 選挙管理委員は二年ごとに行われる会長と理事の改選を実施し、その事務を取り扱う。

第十二条 (会計) 本会の諸事業に要する経費は会員の納入する年会費及び寄付金などで賄われる。

2 年会費は四、〇〇〇円とする。

3 本会の会計年度は毎年総会開催日に始まり、翌年総会開催日前日をもって終わる。

第十三条 (改定) 本会則の改定は、理事会の決議により、総会出席者の過半数の同意を得て行う。

〔付則〕 1 本会則は一九九七年(平成九年)六月二十八日から大塚漢文学会会則に代って発効する。

2 本会の事務所を当分の間筑波大学文芸言語学系中国文学研究室に置く。

〔了解事項〕 (理事の選出、委嘱、常務理事の互選に関して)

理事会は可能な限り全国各地から選出の理事を含めて構成し、常務理事会は実務担当に便宜な地域に居住する理事で構成する。

「中国文化」投稿規定

〈応募資格など〉

- 1 中国文化学会会員に限る。
- 2 応募原稿は、未公開のものに限る。ただし、口頭で発表しこれを初めて論文にまとめたものは受理する。

〈原稿枚数など〉

- 3 原稿は校正時に加筆を要しない完全原稿とする。
- 4 原稿枚数は、本文・注・図版などをあわせて、枚数を厳守する。原稿は論文については400字詰め30枚以内、研究ノートについては400字詰め20枚以内とする。注も原稿用紙1マスに1字を収める。ワープロ使用の場合は1行20字とし、毎ページ何行かを見やすい場所に明記する。
- 5 図版を必要とする場合、占有面積半ページ分を550字として換算する。図版原稿はそのまま版下として使用できる鮮明なものとし、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。表についても、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。

〈体裁・表記など〉

- 6 原稿は縦書き・横書きのいずれでもよい。
- 7 原稿は常用漢字を原則とする。正漢字・簡体字などを用いる場合は下記に注意する。
 - (1) 引用文など必要箇所を正漢字で表記する場合は、原稿提出時において表記が完成されていること。(正漢字箇所を必ずマーカーなどでマークすること。)
 - (2) 引用文など必要箇所を簡体字で表記する場合も(1)に同じ。
 - (3) とくにワープロ原稿の場合、上記の点に留意すること。引用部分が手書きになっても差し支えない。
- 8 中国語のローマ字表記は、漢語拼音方案による。但し、特殊な綴りで通用している固有名詞や、本人が自分の名前に使用している綴りについては、その使用も認める。また、日本語のローマ字表記は、ヘボン式の使用を原則とする。

〈原稿提出〉

- 9
 - (1) 締切日：2月末（厳守すること）
 - (2) 提出先：〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1
筑波大学文芸言語学系内（小松研究室気付）：中国文化学会
 - (3) 原稿は必ず書留により上記に郵送するものとし、2月末日までの消印のあるものを有効とする。
 - (4) 応募時に、原稿以外に複写コピー2部を用意し、合わせて計3部を提出する。（事故に備え、提出前にあらかじめ自家用のコピーを必ず作成しておくこと。）

〈審査〉

- 10 採否については、編集委員会が委嘱した査読委員の報告を受けて、編集委員会で決定し、3月末日までに連絡する。

〈抜刷ほか〉

- 11 論文掲載者には、掲載誌3部および抜刷20部を贈呈する。